

(別紙 1)

占用料 減免基準

減免事項 1 生活保護法第6条第1項の被保護者

(1) 減免の額………全額免除

(2) 免除の期間………当該占用許可期間のうち生活保護等を受けている期間とする。

但し非対象者となった時は、非対象者となった月の翌月から月割計算にて徴収する。

減免事項 2 漁業

昭和31年11月10日付け農林、運輸建設事務次官通達にて漁業の経営上必要不可欠なもの等については、できる限り減免の措置を考慮するものとするの通達の趣旨に基づき、次のように定めるものとする。

(1) 対象………漁業協同組合及びその組合員が占有する次の項目について減免の対象とする。

かき、のり等の養殖場（水域に限る）。

(2) 減免の額………全額免除

(3) 免除の期間………当該占有許可期間とする。

減免事項 3 鉄道事業法第8条第1項の鉄道施設及び軌道法第1条第1項の軌道に関する施設に係る事業

(1) 減免の額………全額免除

(2) 免除の期間………当該占有許可期間とする。

減免事項 4 港湾の保全に著しく利益を与えると認められる事業

その行為の結果が港湾管理に寄与するものと判断される場合で次のものを対象とする。

(1) 対象………イ 自治会、婦人会、子供会等の各種団体又は個人が行う港湾の美化、港湾における危険防止等を表示する標識の設置、花いっぱい運動等による公共空地の利用で一般公衆の自由使用を妨げないものを対象とする。

ロ 港湾管理者が事務局となっている協議会等で実施する放置艇対策の事業に寄与し、当該協議会等で認められた場所の範囲内において、当該事業を推進していく上で必要と認められるもの。

(2) 減免の額………全額免除。ただし、上記ロにおいて、船舶所有者等から係留費用を徴収する等営利を目的とする場合は、半額免除とする。

(3) 免除の期間……当該占用許可期間とする。

減免事項 5 その他公益上特に必要があると認められる事業

(1) 対象……公益上特に必要があると認められるもののうち、次のものを対象とする。

イ 公益法人等及び公共的団体が行う営利を目的としない事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定により設立された法人、社会福祉法人等）

（公共的団体…自治会、婦人会、老人会、子供会、青年団等）

ロ 電気事業法第2条第17項に規定する「電気事業者」又は旧有線放送電話に関する法律第2条に規定する「有線放送電話業務を行う者」が設置する電線及び電話線

ハ 共同テレビアンテナに関する施設

ニ 電気通信事業法第108条に規定する適格電気通信事業者に指定された者が設置する電話線